



鳥取県公報

令和2年10月20日(火)
第9244号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (568) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (569) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (570) (〃) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (571) (森林づくり推進課) 3
	漁船法による聴聞 (572) (水産課) 3
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (573) (〃) 3
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (574) (県土総務課) 4
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (575) (中部総合事務所農林局) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 7
	落札者の決定 (2件) (技術企画課) 10
◇ 雑 報	行政書士試験の実施の変更 (政策法務課) 11

告 示

鳥取県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
岡本歯科医院	東伯郡琴浦町大字浦安102-2	令和2年9月1日

鳥取県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人岡本歯科医院	東伯郡琴浦町大字浦安102-2	岡本歯科医院	東伯郡琴浦町大字浦安102-2	居宅療養管理指導	令和2年9月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人岡本歯科医院	東伯郡琴浦町大字浦安102-2	岡本歯科医院	東伯郡琴浦町大字浦安102-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年9月1日

鳥取県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6-1	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目9-8	通所介護	令和2年9月30日

鳥取県告示第571号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町赤波字馬場谷奥1543の1、1543の4、字大平1656の2、1656の5、字風ヶ原2364の2、用瀬字杉本岩鼻1051の1、1051の3、字杉本1052の1、1052の2、1052の3、1052の4、1052の5、1052の6、1052の7、1052の8、1052の9、1052の10、1052の11、字丸山1053の1、1053の2、1053の3、1053の4、1053の5、1053の6、1053の7、1053の8、1053の9、1053の12、1053の13、1053の14、1053の15、1053の16、1053の17、1053の18、1053の19、1053の20、1053の27、1053の29、1054、字ユズノ木谷1056の1、1056の2、1056の3、1056の4、1056の5、1056の7、1057の1、1057の3、字馬洗場1058の1、1058の3、1059の1、1059の2、字土屋林1073、1077の1、1077の11、字厩ノ尾1076の2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第572号

漁船法（昭和25年法第178号）第19条の規定による漁船の登録取消しに関し、同条後段の規定において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 聴聞の日時 令和2年11月4日（水）午後1時30分から

2 聴聞の場所 鳥取市東町1丁目220
鳥取県農林水産部会議室（本庁舎4階）

鳥取県告示第573号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名 称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
鳥取市賀露町北四丁目24-14 小林 博 鳥取市賀露町北四丁目33-15 廣岩 栄一	鳥取中央加入区	鳥取県漁業協同組合	鳥取市賀露町西四丁目1806 鳥取県漁業協同組合本所	令和2年10月20日から同年11月3日まで

鳥取県告示第574号

令和3年度及び令和4年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「業種区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる期間に、業種区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
 - ア 2の(2)のアからウまでに係る受付（以下「第1期受付」という。）については、平成31年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの期間
 - イ 2の(2)のエ及びオに係る受付（以下「第2期受付」という。）については、令和2年4月1日から申請日までの期間
- (3) 国税又は地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人若しくは個人でないこと。
- (6) 次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録
 - イ 業種区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類（各種証明書及び住民票の写しは、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

- ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 総括表（様式第2号）
- ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）
- エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に係る登録内容確認書若しくはその写し、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に係る業務カルテ受領書若しくはその写し又は当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類の写し
- オ 暴力団等の排除に関する誓約書、同意書及び役員等調書（様式第5号）
- カ 鳥取県税等同意書、承諾書及び誓約書（様式第6号）
- キ 次の営業年度の貸借対照表若しくはその写し及び損益計算書若しくはその写し
（ア）第1期受付については、令和2年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度
（イ）第2期受付については、令和3年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度
- ク 商業登記簿の謄本若しくはその写し又は当該法人の登記事項証明書若しくはその写し（個人の場合は、住民票の写し若しくはその写し）
- ケ 1の(6)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書若しくはその写し
- コ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第18号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- サ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の地質調査業者現況報告書（同規程様式第18号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- シ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の補償コンサルタント現況報告書（同規程別記様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- ス 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- セ 県内に主たる事務所又は主たる事務所以外の事務所を有する者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合を除く。）若しくはその写し
（ア）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税に係るもの
（イ）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの
- ソ セに該当しない者にあつては、国税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書若しくはその写し
（ア）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）
（イ）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
- タ 様式第1号から様式第6号まで及び提出書類一覧表の電子データ（様式は、鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手し、作成したファイル（Excel2013又は2016形式に限る。）は、光ディスク（CD-R）で提出すること。）
- チ 様式第1号から様式第3号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、測量等業務入札参加資格審査申請書変更届（様式第7号）を(4)に掲げる場所に速やかに提出すること。

(2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号県土整備部長通知）に基づく資格停止の措置等を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

ア 令和3年4月認定

令和2年11月2日（月）から同年12月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 令和3年7月認定

令和3年4月1日（木）から同月30日（金）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで。

ウ 令和3年10月認定

令和3年7月1日（木）から同月30日（金）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで。

エ 令和4年4月認定

令和4年1月4日（火）から同月31日（月）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで。

オ 令和4年10月認定

令和4年7月1日（金）から同月29日（金）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

(4)の提出先に原則として、書留郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出することとする。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347）

(5) その他

この告示に記載されていない事項については、令和3年度及び令和4年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和2年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 令和5年度及び令和6年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が令和5年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 その他

測量等業務に係る随意契約の相手方については、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を付与された者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

別 表

業種区分	業務区分
測量業務	
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計

	設備設計	
	建築監理	建築監理（建築）
		建築監理（電気・機械）
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		

鳥取県告示第575号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月20日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡北栄町の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和2年11月9日から令和3年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、中部総合事務所農林局及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月20日

鳥取県立倉吉総合産業高等学校長 徳 田 章 人

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立倉吉総合産業高等学校情報処理実習室1他3室パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 納入期限

令和3年2月26日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年10月27日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年10月20日（火）から同年11月30日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年10月20日（火）から同年11月30日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和2年10月20日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続等に関する問合せ先

〒682-0044 倉吉市小田204-5

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

電話 0858-26-2851

電子メール sousan-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年10月20日（火）から同年11月11日（水）までの日にインターネットのホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/sousan-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年10月20日（火）から同年11月11日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和2年11月11日（水）の交付時間は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年11月30日（月）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同日正午までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年11月11日(水)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説

明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers, 1 set

(2) November 11, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 30, 2020 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(November 30, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Sougousangyo High School, 204-5 Koda, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0044 Japan TEL : 0858-26-2851

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県工事監理システム開発構築および運用保守業務 一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	令和2年9月10日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社日立システムズ中国支社 広島県広島市中区上幟町3-33
5 落札金額	309,969,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和2年7月3日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県県土整備部技術企画課 鳥取市東町一丁目220

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県インフラ維持管理システム構築及び運用保守業務 一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	令和2年9月10日
4 落札者の名称及び所在地	鳥取県インフラ維持管理システム構築及び運用保守業務パイタルリード・パスコ共同企業体 鳥取市晩稲534
5 落札金額	223,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 入 札 公 告 日 令和2年7月3日
7 落 札 方 式 総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県県土整備部技術企画課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

雑 報

令和2年7月7日付鳥取県雑報（行政書士試験の実施）を次のとおり変更する。

令和2年10月20日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多 賀 谷 一 照

変 更 後	変 更 前
2 試験場所 <u>鳥取市尚徳町101-5</u> <u>とりぎん文化会館</u>	2 試験場所 <u>鳥取市若葉台北一丁目1-1</u> <u>公立鳥取環境大学</u>